



定期第 7 4 2 号 令和 6 年 9 月 1 3 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 5 2	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
4 5 3	同	同
4 5 4	同	同
4 5 5	同	同
4 5 6	解除予定保安林を告示する件	森林土木・保全課
4 5 7	道路の区域を変更する件	高規格道路課
4 5 8	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	教育委員会

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
7 0	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
7 1	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
72		地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
73		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

車の出入口	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前五時から午後十二時まで及び午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

令和六年九月三日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課
ホームページ

2 縦覧の期間 令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年九月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号	北 哲弥

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ阿波池田
所在地 三好市池田町サラダ一六一二番地二ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一	疋田 直太郎
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	尾崎 英雄
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南一〇〇番一	松島 三秋
株式会社レイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号	白石 明生
株式会社つるや	同 湊町三丁目八番地一二	鶴田 直文
株式会社ポトス	美馬郡つるぎ町半田字小野一三一番地一	佐藤 祐亮
株式会社ふれあい	三好郡東みよし町加茂一七四三番地	細田 忠敏
有限会社山下時計店	三好市池田町サラダ一七八一番地四	山下 泰樹
合同会社ヤマモト	同 一六五七番地	山本 哲也
竹内 貴史	同 ウエノ二六五〇番地一九	

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一	疋田 直太郎
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南一〇〇番一	西谷 州弘
株式会社レイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号	白石 明生
株式会社つるや	同 湊町三丁目八番地一二	鶴田 直文

株式会社ポトス	美馬郡つるぎ町半田字小野一三一番地一	佐藤 祐亮
株式会社ふれあい	三好郡東みよし町加茂一七四三番地	細田 忠敏
有限会社山下時計店	三好市池田町サラダ一七八一番地四	山下 泰樹
合同会社ヤマモト	一六五七番地	山本 哲也
竹内 貴史	ウエノ二六五〇番地一九	

4 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

二 届出年月日

令和六年八月二十八日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び三好市産業観光部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び三好市産業観光部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年九月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
小松島サンパーク協同組合	小松島市小松島町字領田二〇番地	川人 尚文

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 小松島シヨップングプラザ ルピア
所在地 小松島市小松島町字領田二〇番地

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社キョーエイ	徳島市伊月町三丁目八番地	埴淵 一夫
有限会社浜松商店	小松島市松島町五番一六号	浜松 健一
有限会社なにわ屋商店	同 六番一九号	川人 尚文
有限会社美馬冷菓	同 和田島町松田新田二三五	中村 裕信
有限会社肉の杉屋	勝浦郡勝浦町三溪上川原四〇一〇	溝田 義昭
嵯峨山 幸広	徳島市津田町一丁目二番二〇号	
有限会社川野食品	同 北沖洲二丁目八番三三号	川野 啓二
有限会社おぎき化粧品店	小松島市松島町六 一六	尾崎 義雄
中尾 茂	同 字中筋一五 四九	
合資会社都築薬局	同 日開野町字高須九一 五	都築 貞次郎
いわさ株式会社	徳島市東沖洲二丁目四三番四	岩佐 和俊
有限会社奥田スポーツ	小松島市小松島町一四番四六号	奥田 功
有限会社石川時計店	阿南市富岡町トノ町二八 一	石川 喜代子
有限会社ファンタジック・ワールド	小松島市小松島町字領田二〇番地	金本 章
有限会社おもちゃのママ	徳島市津田本町五丁目一 三	松本 洋
ト		
有限会社さひめの風	島根県太田市大田町大田一三三六 一八	三谷 秀人
喜多 延行	徳島市八万町中津浦一九二 三	

有限会社サニー洋品店	阿南市富岡町トノ町七 二一	高尾 善美
株式会社東條	小松島市小松島町字外開一五 五〇	東條 寛
有限会社ふくおか	同 字領田一一 一	福岡 輝
有限会社きくや商事	同 字外開一五 五〇	森 洋子
有限会社トモユキ	徳島市北佐古二番町二 四一	友行 安夫
株式会社池田時計店	同 新町橋一丁目一 一番地	吉村 彰介
池本 貞雄	小松島市日開野町高須五 七一	
株式会社青柳呉服店	同 神田瀬一 一	川口 修平
有限会社白山商事	同 松島町四 一六	白山 林一
株式会社花由	徳島市東沖洲二丁目四 一番一	加藤 眞志
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二七番地 の一	江尻 義久
小松島ショッピングセンタ ー開発株式会社	小松島市小松島町字領田二〇番地	川人 尚文

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社キョーエイ	徳島市川内町加賀須野四六三番地一五	埴淵 恒平
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号	吉田 直樹
有限会社なにわ屋商店	小松島市松島町六番一九号	川人 尚文
有限会社サニー洋品店	阿南市富岡町トノ町二八番地二	高尾 善美
株式会社花由	徳島市東沖洲二丁目四 一番一	加藤 洋平
株式会社SHIN	同 川内町大松四〇五番地八	三谷 秀人
株式会社池田時計店	同 新町橋一丁目一 一番地	吉村 俊哉
有限会社ファンタジック・ ワールド	小松島市小松島町字領田二〇番地	秋田 舞依子
松永 浩司	阿南市羽ノ浦町中庄やたけ三〇 一七	
株式会社西武ハウジング	板野郡藍住町笠木字西野三九番地二八	西岡田 勉

4 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

二 届出年月日

令和六年八月三十日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年九月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
小松島サンパーク協同組合	小松島市小松島町字領田二〇番地	川人 尚文

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 小松島ショッピングプラザ ルピア
所在地 小松島市小松島町字領田二〇番地

3 変更事項

(一) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

一八二台

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 収容台数

一八二台

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社キヨーエイ	午前十時	午後八時

変更後

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社キヨーエイ	午前九時	午後九時
株式会社ドン・キホーテ	午前零時	午後十二時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十五分から翌日の午前二時十五分まで

変更後 午前零時から午後十二時まで

(四) 駐車場の自動車の出入口の位置

- 変更前 縦覧に供する添付書類に示すとおり
変更後 縦覧に供する添付書類に示すとおり
(五) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前七時から午後八時まで
変更後 午前六時から午後十時まで

4 変更年月日

3の1 令和七年五月一日

3の2から(五)まで 令和六年十一月一日

二 届出年月日

令和六年八月三十日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四百五十六号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年九月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
徳島市伊賀町一丁目九、十の一、十の二
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

徳島県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和六年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年九月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

140	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
大 利 辻		三好市池田町松尾松本一 八六番一地从先から 同 松尾黒川八 番四地先まで 同		新	六・八〇一六・九	一 二 〇 ・ 〇
				旧	四・四〇一五・六	一 二 〇 ・ 〇

徳島県告示第四百五十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年九月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量
県立学校ネットワーク論理構成図等作成業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県教育委員会事務局教育DX推進課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和六年八月二十三日
- 四 落札者の氏名及び住所
テック情報株式会社
板野郡板野町犬伏字東谷六番地三三
- 五 落札金額
六千八百二十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和六年七月十二日

徳島県選挙管理委員会告示第七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和六年九月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一、二、〇五三人

徳島県選挙管理委員会告示第七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年九月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一六七、一〇六人

徳島県選挙管理委員会告示第七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和六年九月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	六九、八三七人
鳴門	一五、四九一人
小松島・勝浦	一二、〇〇二人
阿南	一九、五〇一人
吉野川	一〇、九四四人
阿波	九、九六〇人
美馬	九、九二一人
三好第一	六、六七〇人
名西	八、三五六人
那賀	二、一五一人
海部	五、二四一人
板野	二七、〇二六人
三好第二	三、七九二人

徳島県選挙管理委員会告示第七十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年九月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六七、一〇六人